

令和7年1月9日

■指名停止措置の概要

対 象 業 者	住所：沖縄県名護市字安部204番地2 商号又は名称：有限会社 川田組 代表者氏名：代表取締役 川田 英輝
指 名 停 止 期 間	決定の日から1か月間 (令和7年1月9日から令和7年2月8日まで)
事 件 ・ 事 案 の 概 要	有限会社川田組が受注した「辺野古豊原線道路改良工事」において、令和6年12月4日(水)11時35分頃、作業員が型枠作業で型枠材を丸ノコにて切断中、木材の節に丸ノコの刃が当たった際、弾かれて左手首内側を負傷する事故が発生した。
根 拠 及 び 理 由	上記のことが名護市指名停止等事務処理要綱別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故)に該当する。
指名停止の対象範囲	名護市の発注する工事等の全て(下請け含む)。

名護市指名停止等事務処理要綱別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故) 7 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内